



令和8年度板橋区フリースクール等利用料助成事業の実施について

1 事業の目的

本事業は、今年度から開始した「MIRAI SCHOOL itabashi ー多様な学び推進2028ー」における、「不登校または不登校傾向の児童・生徒の保護者支援」の具体的な取組の一つである。不登校児童・生徒の個々の特性に応じた多様な学びの場の確保を図るため、フリースクール等の利用に要する費用の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減及び児童・生徒の社会的自立を支援するものである。

2 事業の概要

(1) 対象者

令和8年度東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の交付決定を受けた者のうち、板橋区内に住所を有する不登校児童・生徒の保護者

(2) 対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に保護者が負担したフリースクール等の利用料

※入会金・教材費等は対象外

(3) 助成金額

児童・生徒1人につき月額2万円（上限）

※保護者負担額から東京都等の助成額を控除した額を支給

(4) 申請受付開始日

令和8年8月3日以降

（東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の交付決定が8月上旬予定のため）

※申請時期については、利用対象期間ごとに異なる（以下の参考のとおり）。

<参考：申請受付時期>

利用対象期間	受付開始日	受付終了日
第1四半期分 （4月1日から6月30日）	令和8年8月3日以降	令和9年3月31日 （水曜日）
第2四半期分 （7月1日から9月30日）	令和8年10月1日以降	
第3四半期分 （10月1日から12月31日）	令和9年1月4日以降	
第4四半期分 （1月1日から3月31日）	令和9年3月15日以降	

※受付開始後は、複数の利用対象期間分をまとめて申請することができる。

3 その他

- (1) 本助成は、東京都フリースクール等利用者等支援事業助成金の交付決定を受けた者が対象である。
- (2) 現在、区ホームページにて申請開始時期や要件、助成金額、申請方法等の概要は公開済みである。
- (3) また、本事業においては、東京都の助成金交付決定に伴い、当区助成金の対象者に係る情報（通所しているフリースクールの情報を含む。）が東京都から区教育総務課に共有される。これに基づき、当該フリースクールに対してチラシ配付等により周知を行う予定である。
- (4) 交付申請書及び当該チラシについては、別添のとおり。

4 担当

教育総務課 多様な学び推進担当

連絡先：03-3579-2372 メール：ky-tayou@city.itabashi.tokyo.jp

板橋区フリースクール等利用料助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）板橋区長

私は、東京都から東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の交付決定を受けたため、板橋区フリースクール等利用料助成金交付要綱第 7 条の規定により、助成金の交付を申請します。

本助成金の交付審査に当たり、板橋区が申請保護者及びその児童・生徒に関する住民登録記載事項等の各種公簿を閲覧・照会や、東京都助成金交付決定通知書の写し、領収書その他の助成対象経費の支払い状況が確認できる書類の写し、その他必要書類を提出すること、また必要に応じて、東京都及び在籍校に助成金の交付状況や出席状況等を問い合わせることを承諾します。加えて、板橋区が申請書兼請求書に記載された個人情報（氏名、住所、連絡先、在籍校、振込先口座情報等）を、下記の目的の範囲内で利用することについて同意します。なお、交付が認められた場合は下記口座にお振込みください。

1 申請者である保護者

住 所			
ふ り が な		児童・生徒との続柄	
氏 名			
連絡先（電話番号）	—	—	※日中につながる連絡先（電話番号）
メールアドレス			

2 児童・生徒

在 籍 校 の 名 称	学 校	学 年	第 学 年
ふ り が な	生 年 月 日		
氏 名	西 暦 年 月 日 生		
同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）		
同居			

3 在籍しているフリースクール等

施 設 の 名 称	
-----------	--

4 助成金申請額等

申 請 す る 期 間	☐ 第 1 期：4 月～6 月	☐ 第 2 期：7 月～9 月
※該当期間に☑を入れてください。	☐ 第 3 期：10 月～12 月	☐ 第 4 期：1 月～3 月
助 成 対 象 経 費	円	※第 1 号様式別紙の助成対象経費の合計をご記入ください。
助 成 金 申 請 額	円	※第 1 号様式別紙の助成金申請額の合計をご記入ください。

5 振込先口座 【 ☐ 年 月 日 に交付決定を受けて振り込まれた口座を指定します。】

※ 本助成金を申請したことがあり、振込先口座に変更がない場合は、上記に☑していただき【 】内をご記載ください。この場合、下記の口座情報については記載不要です。

☐	金融機関名（ゆうちょ銀行以外の金融機関）	支 店 名			
	銀行・信用金庫	本・支店			
	信用組合・農協	本・支所			
金融機関番号		店番号			
預金種別	口座番号（右詰で記入）		口座名義（カタカナ）		
普通					
☐	ゆうちょ銀行				
通帳記号		通帳番号（右づめ）		口座名義（カタカナ）	
1				0	1

個人情報の利用目的

- 板橋区フリースクール等利用料助成金の交付申請兼請求受付、審査のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金の交付決定、支給のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金に関する連絡、問い合わせ対応のため
- 板橋区フリースクール等利用料助成金の適正な執行管理及び実績確認のため
- 氏名、住所、在籍校に関する情報など、官公署が保有する資料の閲覧または関係機関への照会による、申請要件の確認のため
- 板橋区、板橋区教育委員会事務局、東京都、他自治体等の関係機関への情報提供のため
- 本助成金の統計資料作成、効果測定のため

板橋区フリースクール等利用料助成金利用状況実績報告書

申請する期間			A 助成対象経費 (利用料)	B 都助成金	C その他団体等 助成金	D 助成金申請額 (A－B－C)
年	第1期	4月	円	円	円	円
		5月	円	円	円	円
		6月	円	円	円	円
	第2期	7月	円	円	円	円
		8月	円	円	円	円
		9月	円	円	円	円
	第3期	10月	円	円	円	円
		11月	円	円	円	円
		12月	円	円	円	円
年	第4期	1月	円	円	円	円
		2月	円	円	円	円
		3月	円	円	円	円
【Aの合計】 助成対象経費の合計			円		【Dの合計】 助成金申請額	円

※ 助成金申請額は、保護者が負担した当該期間の助成対象経費から、都助成金及びその他団体等からフリースクール等の利用料に対して交付された助成金（予定含む）の額を差し引いた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を月額2万円を上限にご記入ください。



令和8年度 板橋区フリースクール等 利用料助成のご案内



板橋区HP
タップでも可



不登校児童・生徒の居場所を確保するため、フリースクール等の利用に要する費用の一部を助成し、保護者の経時的負担と不登校児童・生徒の社会的自立を支援します。

1

助成対象者（以下の要件を全て満たす児童・生徒の保護者）

「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金※」の交付決定を受けた方のうち、板橋区内に住所を有している不登校児童・生徒の保護者



※東京都フリースクール等に関する支援事業HP

2

助成対象経費

- ◆ フリースクール等の利用料※
- ※ 入会金、施設維持費、教材費などの経費は対象外です。

3

助成額

- ◆ 児童・生徒1人につき、**1月当たり2万円（上限）※**
- ※ 保護者等が負担した利用料から、都助成金やその他の助成額を差し引いた金額が助成金額となります。
- （例）フリースクール利用料が3万円、都の助成金2万円の支給を受けている場合は、差額の1万円が板橋区からの助成額になります。

4

申請期間

- ◆ 申請期間は、以下のとおりです。期間ごとに申請できる時期が異なります。

助成対象利用料	受付開始日	申請期限
第1期（4～6月）分	8月3日以降	令和9年3月31日まで
第2期（7～9月）分	10月1日以降	
第3期（10～12月）分	1月4日以降	
第4期（1～3月）分	3月15日以降	

※受付開始後は、複数の利用対象期間分をまとめて申請することができます。

5

申請・提出書類等

- ◆ 区助成金の交付申請は電子申請が可能です。電子申請フォームをご利用の上、提出書類等を添付してください。なお、必要に応じて郵送または窓口での申請も受け付けます（窓口の場合は予約制となります）。その他、詳細は区ホームページをご確認ください。



申請の流れについては裏面をご覧ください。



申請の流れ

1

東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の申請・交付決定※

東京都から交付決定を受けた方に「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知」が届きます。

※板橋区の助成金の交付決定を受けるためには、事前に東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の交付決定を受けている必要があります。

2

板橋区へ交付申請

裏面の助成対象期間ごとに提出書類を用意して区へ申請します。

電子申請の場合は、提出書類を申請フォームに添付してください。

・第4期（1～3月）分は申請期間が他の期間と比べて短いため、ご注意ください。

・提出書類

- 板橋区フリースクール等利用料助成金交付申請書兼請求書（電子申請の場合は、申請フォームが同申請書の代わりとなります。）
- 東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知書の写し
- 領収書その他の助成対象経費の支払い状況が確認できる書類の写し
- その他必要書類

3

交付決定通知書の受領

区の審査後、交付決定となった方に対して、区から「板橋区フリースクール等利用料助成金交付決定通知書」をお送りします。

4

助成金の受給

区から指定口座に助成金をお振込みいたします。



その他

区の交付決定通知書受領後に申請内容に変更があった際は、区へ「板橋区フリースクール等利用料助成金変更申請書兼請求書」をご提出ください。

提出・お問合せ

◆電子申請はこちらから



◆お問合せはこちらから



板橋区教育委員会事務局 教育総務課 多様な学び推進担当
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所北館6階
電話：03-3579-2372